

○ 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（水先法の一部改正に係るもののみ掲載）
 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 水先人</p> <p>第一節 水先人の免許及び水先人試験（第四条―第十三条）</p> <p>第二節 登録水先人養成施設等（第十四条―第三十二条）</p> <p>第三章 水先及び水先区（第三十三条―第四十七条）</p> <p>第四章 水先人会及び日本水先人会連合会</p> <p>第一節 水先人会（第四十八条―第五十四条）</p> <p>第二節 日本水先人会連合会（第五十五条―第五十八条）</p> <p>第五章 監督（第五十九条―第六十九条）</p> <p>第六章 雑則（第七十条―第七十四条）</p> <p>第七章 罰則（第七十五条―第八十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、水先をすることができる者の資格を定め、並びにそ</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条）</p> <p>第二章 水先人（第三条―第十条）</p> <p>第三章 水先及び水先区（第十一条―第二十二條の六）</p> <p>第四章 監督（第二十三条―第三十条）</p> <p>第五章 罰則（第三十一条―第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、水先をすることができる者の資格を定め、及び水先</p>

の養成及び確保のための措置を講ずるとともに、水先業務の適正かつ円滑な遂行を確保することにより、船舶交通の安全を図り、併せて船舶の運航能率の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「水先修業生」とは、第五条第一項第二号に規定する登録水先人養成施設の課程を修習中の者をいう。

(法の適用)

第三条 この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船長に関する規定は、船長に代わつてその職務を行う者に適用する。

第二章 水先人

第一節 水先人の免許及び水先人試験

(水先人の免許)

第四条 (略)

2 水先人の免許は、水先区ごとに、かつ、次に掲げる資格別に与える。

一 一級水先人

業務の適正かつ円滑な遂行を確保することにより、船舶交通の安全を図り、あわせて船舶の運航能率の増進に資することを目的とする。

(定義)

第一条の二 (略)

2 (略)

3 この法律において「水先修業生」とは、第二十二条の三第一項に規定する水先人会（同項に規定する水先人会がない水先区においては水先人）との契約に基づき、水先の実務を修習する者をいう。

(法の適用)

第二条 この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船長に関する規定は、船長に代つてその職務を行う者に適用する。

第二章 水先人

(水先人の免許)

第三条 (略)

- 二 二級水先人
- 三 三級水先人

3 前項各号に掲げる資格を有する者が水先業務を行うことのできる船舶は、次の表の上欄に掲げる資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる船舶とする。

一 一級水先人	すべての船舶
二 二級水先人	総トン数五万トン（積載物の種類その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める船舶については、総トン数二万トン）を下らない範囲内において政令で定める総トン数を超えない船舶
三 三級水先人	総トン数二万トンを下らない範囲内において政令で定める総トン数を超えない船舶（前号の政令で定める船舶を除く。）

（免許の要件）

第五条 水先人の免許は、次に掲げる要件のすべてを具備した者でなければ、与えない。

- 一 前条第二項各号に掲げる資格別に国土交通省令で定める乗船履歴又は水先業務に従事した経験及び海技士の免許（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号。以下「船舶職員法」という。）第四条第一項に規定する海技士の免許をいう。以下同じ。）を有していること。

二 第十四条及び第十五条の規定により国土交通大臣の登録を受けた水

（免許の要件）

第四条 水先人の免許は、左の要件を具備した者でなければ、与えない。

- 一 三年以上船長として総トン数三千トン以上の船舶（平水区域を航行区域とする船舶を除く。）に乗り組んでいたこと。

二 国土交通省令で定める一定期間以上水先人になろうとする水先区に

先人養成施設（以下「登録水先人養成施設」という。）において、前条第二項各号に掲げる資格に応じ、水先区ごとに、船舶の操縦に関する知識及び技能その他の水先業務を行う能力を習得させるための課程を修了したこと。

三 前条第二項各号に掲げる資格別に国土交通大臣が行う水先人試験に合格したこと。

2 国土交通大臣は、水先区に水先人がいない場合又は前項第二号の要件を具備する者がいない水先区について急速に水先人を置く必要がある場合においては、同項第一号及び第三号の要件を具備し、かつ、国土交通省令で定める回数以上当該水先区において航海に従事したことがある者に対し、その者が同項第二号の要件を具備しなくても、免許を与えることができる。

（欠格条項）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、水先人となることができない。

- 一 (略)
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの
- 三 海技士の免許又は船舶職員法第二十三条の二第一項に規定する小型船舶操縦士の免許を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者
- 四 船長又は航海士の職務につき業務の停止を命ぜられ、その業務の停止の期間中の者

において水先修業生として実務を修習したこと。

三 国土交通大臣の行う水先人試験に合格したこと。

2 国土交通大臣は、水先区に水先人がいない場合又は前項第二号の要件を具備する水先修業生がいない水先区について急速に水先人を置く必要がある場合においては、同項第一号及び第三号の要件を具備し、且つ、国土交通省令で定める一定回数以上当該水先区において航海に従事したことがある者に対し、その者が同項第二号の要件を具備しなくても、免許を与えることができる。

（欠格条項）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、水先人であることができない。

- 一 (略)
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- 三 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定による海技士の免許若しくは小型船舶操縦士の免許を取り消され、又は船長の職務につき三回以上業務の停止を命ぜられた者

五 船長又は航海士の職務につき三回以上業務の停止を命ぜられ、直近の業務の停止の期間が満了した日から五年を経過しない者

六 水先人の免許を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者

(水先人試験)

第七条 水先人試験は、第四条第二項各号に掲げる資格に応じ、免許を受けようとする水先区の実情に即して水先業務を行う能力があるかどうかを判定することを目的とし、その内容には、実際のなものと理論的なものを含まなければならない。

2・3 (略)

4 学術試験は、筆記試験及び口述試験とし、次に掲げる事項について行う。

一 (略)

二 当該水先区の風位、風力、天候、潮汐、潮流その他気象及び海象に関する知識

三〇五 (略)

5 (略)

(水先人試験の免除)

第八条 第四条第二項各号に掲げる資格について水先人試験を受ける者がその受ける水先人試験に係る資格より下級の資格の同一の水先区の水先人である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学術試験の一部を免除することができる。

2 第四条第二項各号に掲げる資格について水先人試験を受ける者がその

四 水先人の免許を取り消された者

(水先人試験)

第六条 水先人試験は、免許を受けようとする水先区の実情に即して水先業務を行う能力があるかどうかを判定することを目的とし、その内容には、実際のなものと理論的なものを含まなければならない。

2・3 (略)

4 学術試験は、筆記試験及び口述試験とし、左に掲げる事項について行う。

一 (略)

二 当該水先区の風位、風力、天候、潮せき、潮流その他気象及び海象に関する知識

三〇五 (略)

5 (略)

受ける水先人試験に係る資格と同一の資格の他の水先区の水先人である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学術試験の一部を免除することができる。

(登録及び水先免状)

第九条 国土交通大臣は、水先人の免許を与えたときは、水先人名簿に登録し、かつ、水先免状を交付しなければならない。

2 (略)

(免許の更新)

第十条 水先人の免許の有効期間は、五年とする。ただし、二級水先人又は三級水先人であつて初めて水先人の免許を受けた者その他の国土交通省令で定める者の免許の有効期間については、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間とする。

2 前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による水先人の免許の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者がその資格に応じ水先業務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び技能を習得させるための講習（以下「水先免許更新講習」という。）であつて第二十九条及び第三十条の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録水先免許更新講習」という。）の課程を修了した者でなければ、水先人の免許の有効期間の更新をしてはならない。

4 国土交通大臣は、第二項の規定による水先人の免許の有効期間の更新

(登録及び水先免状)

第七条 国土交通大臣は、水先人の免許を与えたときは、水先人名簿に登録し、且つ、水先免状を交付しなければならない。

2 (略)

(免許の更新)

第八条 水先人の免許は、五年目ごとに申請により更新を受けなければ、その効力を失う。

2 国土交通大臣は、前項の規定による水先人の免許の更新に際し、必要

に際し、必要があると認めるときは、国土交通省令の定めるところにより、当該水先人に対し第七條第四項各号に掲げる事項について筆記試験又は口述試験をすることができる。

(以前に水先人であつた者に対する免許)

第十一條 前條第四項の規定は、国土交通大臣が、以前に水先人であつた者に対し水先人の免許を与えようとする場合について準用する。

(免許の失効)

第十二條 水先人が上級の資格についての水先人の免許を受けたときは、下級の資格についての水先人の免許は、その効力を失う。

(身体検査)

第十三條 国土交通大臣は、水先人が心身の障害により水先業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものでないかどうかを確かめるために、毎年、水先人の身体検査を行わなければならない。

2 国土交通大臣は、前項に規定する事項を確かめるため必要があると認めるときは、いつでも当該水先人の身体検査を行うことができる。

3 (略)

があるとき、国土交通省令の定めるところにより、当該水先人に対し第六條第四項各号に掲げる事項について筆記試験又は口述試験をすることができる。

(以前に水先人であつた者に対する免許)

第八條の二 前條第二項の規定は、国土交通大臣が、以前に水先人であつた者に対し水先の免許を与えようとする場合に準用する。

(水先人試験等の細則)

第九條 この法律に定めるものの外、水先人試験、水先人の免許及び水先免状に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(身体検査)

第十條 国土交通大臣は、水先人が精神又は身体に欠陥があつて業務を行うのに不適當でないかどうかを確かめるために、毎年、水先人の身体検査を行わなければならない。

2 国土交通大臣は、前項に規定する事項を確かめるため必要があると認めるときは、何時でも当該水先人の身体検査を行うことができる。

3 (略)

第二節 登録水先人養成施設等

(水先人養成施設の登録)

第十四条 第五条第一項第二号の登録は、水先人養成施設における水先人の養成を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

第十五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 次に掲げる施設及び設備を用いて水先人養成施設における水先人の養成が行われるものであること。

- イ 講義室
 - ロ 実習室
 - ハ 実習用船舶
 - ニ 操船シミュレータ
 - ホ 水路図誌
 - ヘ 天気図
 - ト 語学練習装置又は視聴覚教材を使用するために必要な設備
 - チ 水先業務に関する英会話を録音した視聴覚教材
 - リ 教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材
- 二 次に掲げる条件のいずれにも適合する講師により水先人養成施設における水先人の養成が行われるものであること。
- イ 二十歳以上であること。

ロ 過去二年間に水先人養成施設における水先人の養成に関する事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

ハ 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(1) 一級水先人の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上水先業務に従事した経験を有するもの

(2) 船舶職員法別表第三の上欄一の項の三級海技士（航海）養成施設において、講師として一年以上船舶職員の養成に従事した経験を有する者

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の能力を有するものであること。

2| 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十四条の規定により第五条第一項第二号の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録水先人養成施設における水先人の養成に関する事務（以下「登録水先人養成事務」という。）を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3| 第五条第一項第二号の登録は、登録水先人養成施設登録簿に次に掲げ

る事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録水先人養成施設における水先人の養成を行う者（以下「登録水先人養成実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録水先人養成施設における第四条第二項各号に掲げる資格及び水先区に応じて国土交通省令で定める課程の区分
- 四 登録水先人養成事務を行う事務所の所在地
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第十六条 第五条第一項第二号の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録水先人養成事務の実施に係る義務）

第十七条 登録水先人養成実施機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により登録水先人養成事務を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第十八条 登録水先人養成実施機関は、第十五条第三項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国

国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録水先人養成事務規程）

第十九条 登録水先人養成実施機関は、登録水先人養成事務の開始前に、登録水先人養成事務の実施に関する規程（以下「登録水先人養成事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録水先人養成事務規程には、登録水先人養成施設における水先人の養成の方法、登録水先人養成施設における水先人の養成に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めなければならない。

（登録水先人養成事務の休廃止）

第二十条 登録水先人養成実施機関は、登録水先人養成事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十一条 登録水先人養成実施機関（国又は地方公共団体を除く。次項において同じ。）は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成

がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録水先人養成施設における教育を受けようとする者その他の利害関係人は、登録水先人養成実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録水先人養成実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第二十二條 国土交通大臣は、登録水先人養成施設が第十五条第一項各号のいづれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録水先人養成実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第二十三条 国土交通大臣は、登録水先人養成実施機関が第十七条の規定に違反していると認めるときは、その登録水先人養成実施機関に対し、登録水先人養成事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十四条 国土交通大臣は、登録水先人養成実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項第二号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録水先人養成事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十五条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十八条から第二十条まで、第二十一条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十一条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第五条第一項第二号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十五条 登録水先人養成実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録水先人養成事務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告等)

第二十六条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、登録水先人養成実施機関に対し、登録水先人養成事務に関し報告させ、又はその職員に、登録水先人養成実施機関の事務所に立ち入り、登録水先人養成事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国土交通大臣による水先人の養成)

第二十七条 国土交通大臣は、登録水先人養成実施機関がないとき、第二十条の規定による登録水先人養成事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十四条の規定により第五条第一項第二号の登録を取り消し、又は登録水先人養成実施機関に対し登録水先人養成事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録水先人養成実施機関が天災その他の事由により登録水先人養成事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、水先人の養成に関する事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

(公示)

第二十八条 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第五条第一項第二号の登録をしたとき。

二 第十八条又は第二十条の規定による届出があつたとき。

三 第二十四条の規定により第五条第一項第二号の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

四 前条の規定により国土交通大臣が水先人の養成に関する事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた水先人の養成に関する事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(水先免許更新講習の登録)

第二十九条 第十条第三項の登録は、水先免許更新講習を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

第三十条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 次に掲げる施設及び設備を用いて水先免許更新講習が行われるものであること。

イ 講義室

ロ 操船シミュレータ

ハ 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材

(1) 海上における事故及び災害の防止に関すること。

(2) 最新の船舶技術に関すること。

- (3) 最新の海事法令に関すること。
 - 二 視聴覚教材を使用するために必要な設備
 - 二 次に掲げる条件のいずれにも適合する講師により水先免許更新講習が行われるものであること。
 - イ 二十歳以上であること。
 - ロ 過去二年間に水先免許更新講習の実施に関する事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者でないこと。
 - ハ 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。
 - (1) 一級水先人の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上水先業務に従事した経験を有するもの
 - (2) 船舶職員法別表第三の上欄一の項の三級海技士（航海）養成施設において、講師として一年以上船舶職員の養成に従事した経験を有する者
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の能力を有するものであること。
- 二 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。
 - 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第三十二条において準用する第二十四条の規定により第十条第三項

の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録水先免許更新講習の実施に関する事務（以下「登録水先免許更新講習事務」という。）を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 第十条第三項の登録は、登録水先免許更新講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録水先免許更新講習を行う者（以下「登録水先免許更新講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録水先免許更新講習における第四条第二項各号に掲げる資格及び水先区に応じて国土交通省令で定める課程の区分

四 登録水先免許更新講習事務を行う事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第三十一条 第十条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（準用）

第三十二条 第十七条から第二十八条までの規定は、登録水先免許更新講習、登録水先免許更新講習実施機関及び登録水先免許更新講習事務につ

いて準用する。この場合において、第十八条中「第十五条第三項第二号から第五号まで」とあるのは「第三十条第三項第二号から第五号まで」と、第二十二条中「第十五条第一項各号」とあるのは「第三十条第一項各号」と、第二十四条、第二十七条並びに第二十八条第一号及び第三号中「第五条第一項第二号」とあるのは「第十条第三項」と、第二十四条第一号中「第十五条第二項第一号又は第三号」とあるのは「第三十条第二項第一号又は第三号」と読み替えるものとする。

第三章 水先及び水先区

(水先区)

第三十三条 (略)

(水先人の員数)

第三十四条 (略)

(強制水先)

第三十五条 次に掲げる船舶(海上保安庁の船舶その他国土交通省令で定める船舶を除く。次項において同じ。)の船長は、水先区のうち政令で定める港又は水域において、その船舶を運航するときは、**第四条**の定めるところにより当該船舶について水先をすることができる水先人を乗り

第三章 水先及び水先区

(水先区)

第十一条 (略)

2 前項の規定に基づき、政令を制定し、又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(水先人の員数)

第十二条 (略)

(強制水先)

第十三条 次に掲げる船舶(海上保安庁の船舶その他国土交通省令で定める船舶を除く。次項において同じ。)の船長は、水先区のうち政令で定める港又は水域において、その船舶を運航するときは、**水先人**を乗り込ませなければならない。ただし、日本船舶又は日本船舶を所有すること

込ませなければならない。ただし、日本船舶又は日本船舶を所有するこ
とができる者が借入れ（期間備船を除く。）をした日本船舶以外の船舶
の船長であつて、当該港又は水域において国土交通省令で定める回数以
上航海に従事したと地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）
が認めるもの（地方運輸局長の認定後二年を経過しない者に限る。）が
、その船舶を運航する場合は、この限りでない。

一〇三（略）

2 前項の政令で定める港又は水域のうち政令で定めるものについては、
同項各号に掲げる船舶の範囲内において、当該港又は水域における自然
的条件、船舶交通の状況、水先業務の態勢その他の事情を考慮して、政
令で、同項本文の水先人を乗り込ませなければならない船舶を別に定め
ることができる。この場合において、同項本文の規定は、当該港又は水
域においては、当該政令で定める船舶以外の船舶については、適用しな
い。

第三十六条 国土交通大臣は、水先区のうち工事若しくは作業の実施によ
り又は船舶の沈没その他の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険
が生じ、又は生ずるおそれがある港又は水域について、当該港又は水域
における船舶交通の危険を防止するため特に必要があると認めるときは
、告示により、水先人を乗り込ませなければならない船舶（海上保安庁
の船舶及び前条第一項の国土交通省令で定める船舶を除く。）、港又は
水域及び期間を定めることができる。

2 前項の規定により告示された船舶の船長は、当該告示に係る港又は水
域において、当該告示に係る期間内にその船舶を運航するときは、第四

ができる者が借入れ（期間備船を除く。）をした日本船舶以外の船舶の
船長であつて、当該港又は当該水域において国土交通省令で定める一定
回数以上航海に従事したと地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同
じ。）が認めるもの（地方運輸局長の認定後二年を経過しない者に限る
。）が、その船舶を運航する場合は、この限りでない。

一〇三（略）

2 前項の政令で定める港又は水域のうち政令で定めるものについては、
同項各号に掲げる船舶の範囲内において、当該港又は当該水域における
自然的条件、船舶交通の状況、水先業務の態勢その他の事情を考慮して
、政令で、同項本文の水先人を乗り込ませなければならない船舶を別に
定めることができる。この場合において、同項本文の規定は、当該港又
は当該水域においては、当該政令で定める船舶以外の船舶については、
適用しない。

条の定めるところにより当該船舶について水先をすることができず水先人を乗り込ませなければならない。

(水先の制限)

第三十七条 第四条の定めるところにより水先をすることができず水先人でない者は、水先をしてはならない。

2 (略)

第三十八条 船長は、第四条の定めるところにより水先をすることができず水先人でない者に水先をさせてはならない。

(水先業務用施設の確保)

第三十九条 (略)

(水先)

第四十条 水先人は、船長から水先人を求める旨の通報を受けたときは、正当な事由がある場合のほか、その求めに応じ、その船舶に赴かなければならない。

第四十一条 船長は、水先人が船舶に赴いたときは、正当な事由がある場合のほか、水先人に水先をさせなければならない。

2 (略)

第四十二条 水先人は、船舶に赴いた場合において水先を求められたとき

(水先の制限)

第十四条 水先人でない者は、水先をしてはならない。

2 (略)

第十五条 船長は、水先人でない者に水先をさせてはならない。

(水先業務用施設の確保)

第十五条の二 (略)

(水先)

第十六条 水先人は、船長から水先人を求める旨の通報を受けたときは、正当な事由がある場合の外、その求めに応じ、その船舶におもむかなければならない。

第十七条 船長は、水先人が船舶におもむいたときは、正当な事由がある場合の外、水先人に水先をさせなければならない。

2 (略)

第十八条 水先人は、船舶におもむいた場合において水先を求められたとき

は、正当な事由がある場合のほか、その求めに応じ、かつ、誠実に水先をしなければならぬ。

(乗下船の安定措置)

第四十三条 (略)

(水先人の連行)

第四十四条 船長は、正当な事由がある場合のほか、水先人を水先区外に伴つてはならない。

(水先修業生の帯同)

第四十五条 (略)

2 (略)

(水先料)

第四十六条 (略)

2 水先人は、水先料の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

4 水先人は、第二項の認可を受けた水先料の上限の範囲内で水先料を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

きは、正当な事由がある場合の外、その求めに応じ、且つ、誠実に水先をしなければならぬ。

(乗下船の安定措置)

第十九条 (略)

(水先人の連行)

第二十条 船長は、正当な事由がある場合の外、水先人を水先区外に伴つてはならない。

(水先修業生の帯同)

第二十一条 (略)

2 (略)

(水先料)

第二十二条 (略)

2 水先料は、船舶の総トン数及びきつ水を標準として水先区ごとに国土交通省令で定める額によらなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の水先料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該水先人に対し、期限を定めてその水先料を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 他の水先人との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

6 水先人は、第四項の規定により届け出た水先料をその事務所において利用者に見やすいように掲示しておかなければならない。

(水先約款)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

第四章 水先人会及び日本水先人会連合会

第一節 水先人会

(水先人会)

第四十八条 水先人は、水先区ごとに、一個の水先人会を設立しなければならない。

2 水先人会は、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所（会員のする水先の引受けに関する事務を統合して行うための事務所をいう。以下同じ。）の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的と

(水先約款)

第二十二條の二 (略)

2・3 (略)

(水先人会)

第二十二條の三 水先区を同一にする水先人は、当該水先区について一個の水先人会を設立しなければならない。

2 水先人会は、水先業務の円滑な遂行に資するため、合同事務所（会員のする水先の引受けに関する事務を統合して行うための事務所をいう。以下同じ。）の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導及び連絡に関する事務を行なうことを目的とする。

する。

3| 水先人会は、法人とする。

4| 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、水先人会について準用する。

（水先人会の会則）

第四十九条 水先人は、水先人会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 水先人会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 役員に関する規定

三〇六 (略)

七| 水先人の品位保持に関する規定

八| 資産及び会計に関する規定

九| 会費に関する規定

十| (略)

3 水先人会は、その会則を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、水先会の事務所の所在地その他の国土交通省令で定める事項に係る会則の変更については、この限りでない。

（水先人会の登記）

2| 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でな

（水先人会の会則）

第二十二條の四 水先区を同一にする水先人は、水先人会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 水先人会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 会の代表者その他役員に関する規定

三〇六 (略)

七| 会計に関する規定

八| (略)

3 水先人会は、その会則を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

れば、これをもつて第三者に対抗することができない。

(水先人会の役員)

第五十一条 水先人会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、水先人会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(入会)

第五十二条 水先人は、その免許に係る水先区に設立されている水先人会に入会しなければならない。

(会則遵守の義務)

第五十三条 (略)

(財務諸表等)

第五十四条 水先人会は、毎事業年度経過後三月以内に、財務諸表等を作成し、事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第二節 日本水先人会連合会

(日本水先人会連合会)

(入会)

第二十二條の五 水先人会が設立されている水先区について水先人の免許を受けた水先人は、当該水先人会に入会しなければならない。

(会則遵守の義務)

第二十二條の六 (略)

第五十五条 全国の水先人会は、日本水先人会連合会を設立しなければならない。

2| 日本水先人会連合会は、水先人会の会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、水先人会及びその会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

3| 日本水先人会連合会は、法人とする。

4| 水先人会は、当然、日本水先人会連合会の会員となる。

(日本水先人会連合会の会則)

第五十六条 水先人会は、日本水先人会連合会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2| 日本水先人会連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第四十九条第二項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる事項

二 水先人の確保に関する規定

三 水先人会の会員の研修に関する規定

四 その他重要な会務に関する規定

(会則遵守の義務)

第五十七条 水先人及び水先人会は、日本水先人会連合会の会則を守らなければならない。

(水先人会に関する規定の準用)

第五十八条 第四十八条第四項、第四十九条第三項、第五十条、第五十一条及び第五十四条の規定は、日本水先人会連合会について準用する。

第五章 監督

(免許の取消し等)

第五十九条 国土交通大臣は、水先人が次の各号のいずれかに該当するときは、水先人の免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判庁が審判を開始したときは、この限りでない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

二 水先人としての業務を行うに当たり、海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）その他の他の法令の規定に違反したとき。

第四章 監督

(免許の取消等)

第二十三条 水先人がその業務を行うに当り、怠慢であつたとき、技能が拙劣であつたとき、非行があつたとき又はこの法律若しくはこれに基づく処分に違反したときは、国土交通大臣は、水先人の免許を取り消し、若しくは業務の停止を命じ、又は水先人を戒告することができる。但し、これらの事由によつて海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五号）による海難が発生したときは、この限りでない。

三 水先人がその業務を行うに当たり、怠慢であつたとき、技能が拙劣であつたとき又は非行があつたとき。

第六十条 国土交通大臣は、二年間に三回以上水先人の業務の停止の処分を受けた者又は正当な理由がないのに第十三条の規定による国土交通大臣の行う身体検査を受けない者に対し、水先人の免許を取り消すことができる。

2 国土交通大臣は、第十三条の規定により行う身体検査の結果、水先人が心身の障害により水先業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものになつたと認めるときは、水先人の免許を取り消し、又は二年以内の期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

(業務改善の命令)

第六十一条 国土交通大臣は、水先人がその業務を行うに当たり利用者の利便を阻害している事実があると認めるときは、当該水先人に対し、水先業務用施設の改善その他水先業務の円滑な遂行を確保するため必要な事項を命ずることができる。

(交通政策審議会への諮問等)

第六十二条 (略)

2 4 (略)

(行政手続法の適用除外)

第六十三条 第五十九条から第六十一条までの規定による処分については

第二十四条 国土交通大臣は、二年間に三回以上水先人の業務の停止の処分を受けた者又は正当な理由がないのに第十条の規定による国土交通大臣の行う身体検査を受けない者に対し、水先人の免許を取り消すことができる。

2 国土交通大臣は、第十条の規定により行う身体検査の結果、水先人が精神又は身体に欠陥があつて業務を行うのに不適當であると認めるときは、水先人の免許を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる。

(業務改善の命令)

第二十四条の二 国土交通大臣は、水先人がその業務を行なうに当たり利用者の利便を阻害している事実があると認めるときは、当該水先人に対し、水先業務用施設の改善その他水先業務の円滑な遂行を確保するため必要な事項を命ずることができる。

(交通政策審議会への諮問等)

第二十四条の三 (略)

2 4 (略)

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の四 第二十三条から第二十四条の二までの規定による処分は

、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（水先人会又は日本水先人会連合会に対する勧告）

第六十四条 国土交通大臣は、水先人会又は日本水先人会連合会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、水先人会又は日本水先人会連合会に対し、その行う業務について勧告することができる。

（届出）

第六十五条 水先人は、その業務を行うに当たり水先をすべき船舶について海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五号）による海難が発生したときは、遅滞なく、その旨を最寄りの地方運輸局、運輸監理部、運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所（以下「地方運輸局等」という。）に届け出なければならない。

第六十六条 （略）

一〇三 （略）

第六十七条 船長は、水先人に第五十九条第一号又は第二号に掲げる事由があることを知ったときは、遅滞なく、その旨を最寄りの地方運輸局等に届け出なければならない。

（国土交通大臣に対する報告義務）

第六十八条 水先人は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく

つては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（水先人会に対する勧告）

第二十五条 国土交通大臣は、水先人会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、水先人会に対し、その行なう業務について勧告することができる。

（届出）

第二十六条 水先人は、その業務を行うに当たり水先をすべき船舶について海難審判法による海難が発生したときは、遅滞なく、その旨を最寄りの地方運輸局、運輸監理部、運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所（以下「地方運輸局等」という。）に届け出なければならない。

第二十七条 （略）

一〇三 （略）

第二十八条 船長は、水先人に第二十三条に規定する事由があることを知ったときは、遅滞なく、その旨を最寄りの地方運輸局等に届け出なければならない。

命令の規定に違反すると思料するときは、その旨を、国土交通大臣に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第六十九条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、水先人、水先人会若しくは日本水先人会連合会に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に水先人、水先人会若しくは日本水先人会連合会の事務所その他の事業場若しくは水先船に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十六条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第六章 雑則

(関係者の責務)

第七十条 水先人、水先人会、船長、船舶所有者その他の関係者は、水先人の養成及び確保に関し必要な措置を講ずることにより、水先人の養成を行う者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければ

(報告及び検査)

第二十九条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、水先人若しくは水先人会に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に水先人若しくは水先人会の事務所その他の事業場若しくは水先船に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(職権の委任)

第三十条 この法律の規定により国土交通大臣の職権に属する事項は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に行なわせることができる。

ならない。

(手数料)

第七十一条 水先人の養成若しくは水先免許更新講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受ける者、水先人試験若しくは第十条第四項（第十条において準用する場合を含む。）の試験を受ける者、水先人の免許の有効期間の更新を申請する者又は第十三条第一項若しくは第二項の身体検査を受ける者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(職権の委任)

第七十二条 この法律の規定により国土交通大臣の職権に属する事項は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に行わせることができる。

(国土交通省令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第七十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合において、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 二 第三十五条第一項又は第三十六条第二項の規定に違反して、水先人を乗り込ませなかつた者
- 三 第三十七条又は第三十八条の規定に違反した者

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十六条第四項の規定による届出をしないで、又は届け出た水先料によらないで、水先料を受領した者
- 二 第四十六条第五項の規定による命令に違反して、水先料を受領した者
- 三 第四十六条第六項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 四 第四十七条第二項又は第六十一条の規定による命令に違反した者

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に

第五章 罰則

第三十一条 左の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条の規定に違反して水先人を乗り込ませなかつた者
- 二 第十四条又は第十五条の規定に違反した者
- 三 第二十二条第二項の規定により国土交通省令で定める額によらないで水先料を支払い、又は受領した者

四 第二十二条の二第二項又は第二十四条の二の規定による命令に違反した者

第三十二条 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

処する。

- 一 第四十七条第一項の規定による届出をしないで水先の引受けをした者
- 二 第四十七条第三項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 三 第六十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第六十九条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十五条（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 三 第二十六条第一項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に

- 一 第二十条の規定に違反した者
- 二 第二十一条第一項の規定により水先人が水先修業生を伴った場合においてこれを拒んだ者又は同条第二項の規定に違反して水先修業生を伴った者
- 三 第二十二条の二第一項の規定による届出をしないで水先の引受けをした者
- 四 第二十二条の二第三項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 五 第二十六条から第二十八条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第二十九条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第四十四条の規定に違反した者

五 第四十五条第一項の規定により水先人が水先修業生を伴った場合においてこれを拒んだ者又は同条第二項の規定に違反して水先修業生を伴った者

六 第六十六条又は第六十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第七十九条 水先人会又は日本水先人会連合会が第五十条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令に違反して、登記をすることを怠つたときは、その水先人会又は日本水先人会連合会の代表者は、三十万円以下の過料に処する。

第八十条 第二十一条第一項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十一条第二項各号（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第七十五条第一号、第七十六条第一号若しくは第二号、第七十七条第四号又は第七十八条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第三十一条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同条の刑を科する。

人に対し、各本条の罰金刑を科する。

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百二十四号）（抄）（附則第十七条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）<u>第三十五条及び第三十六条</u>の規定は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第五條第一項に規定するアメリカ合衆国によつて、アメリカ合衆国のために又はアメリカ合衆国の管理の下に、公の目的のために運航される船舶の船長及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第四條第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される船舶の船長には、適用しない。</p>	<p>水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）<u>第十三条</u>の規定は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第五條第一項に規定するアメリカ合衆国によつて、アメリカ合衆国のために又はアメリカ合衆国の管理の下に、公の目的のために運航される船舶の船長及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第四條第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される船舶の船長には、適用しない。</p>

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十八条、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇三十一（略）</p> <p>三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明</p> <p>（注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなす。</p> <p>（一）二十六（略）</p> <p>二十七 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）による水先人名簿にする登録</p> <p>イ 水先法第九条第一項（登録及び水先免状）の水先人で次に掲げるものの新規登録</p> <p>（1）一級水先人の登録</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十八条、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇三十一（略）</p> <p>三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明</p> <p>（注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなす。</p> <p>（一）二十六（略）</p> <p>二十七 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）による水先人名簿にする登録</p> <p>イ 水先法第七条第一項（登録及び水先免状）の水先人の登録</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
		<p>登録件数</p>	<p>税率</p>
<p>一件につき</p>	<p>登録件数</p>	<p>税率</p>	<p>一件につき き六万円</p>

百三十七～百五十八 (略)	<p>百三十六の二 水先人に係る登録水先人養成施設又は水先免許更新講習の登録</p> <p>(一) 水先法第五条第一項第二号(登録水先人養成施設の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(二) 水先法第十条第三項(水先免許更新講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき</p> <p>一件につき</p>	<p>き九万円</p> <p>き九万円</p>	<p>百二十八～百三十六 (略)</p>	<p>百二十七の二 港湾の技術基準対象施設に係る登録確認機関の登録</p> <p>港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十六条の二の二第二項(登録確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき</p> <p>一件につき</p>	<p>き六万円</p> <p>き三万円</p> <p>一件につき</p> <p>き一万五千円</p> <p>一件につき</p> <p>き千円</p>
百三十七～百五十八 (略)					三十三～百二十七 (略)	<p>百二十八～百三十五 (略)</p> <p>ロ 登録事項の変更の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき</p>	<p>き千円</p>

別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）

名称	港務局	（略）
根拠法	港湾法	（略）

別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）

名称	港務局	（略）
根拠法	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	（略）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 船員 船舶に乗り組んでその運航に従事する者をいい、水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）<u>第二条第二項</u>に規定する水先人を含むものとする。</p> <p>九〜十三 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 船員 船舶に乗り組んでその運航に従事する者をいい、水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）<u>第一条の二第二項</u>に規定する水先人を含むものとする。</p> <p>九〜十三 （略）</p>